

「性に関する指導の手引き」の改訂

1 はじめに

近年スマートフォン等の急速な普及により、子供たちを取り巻く環境が大きく変化しており、子供たちはインターネット等を介して容易に性情報を入手できるようになったり、SNS等を介して見ず知らずの人と出会ったりしている。このような中、児童生徒が性犯罪の被害者にも加害者にもならないとする視点を持ち、性に関する正しい知識や倫理観、自他を尊重する態度を身に付けさせる必要がある。また、デートDVやLGBTなどの性に関する新たな課題に対しても、学校は対応をしていかななくてはならない。

このようなことから、現代の子供たちが抱える性に関する課題に対応するための指導の手引を作成することを目的に、昨年度から特別研究委員会を設置し、平成30年度の発行に向けて取り組んでいる。

2 委員会での主な取組内容

(1) 第1回委員会（7月21日）

「岐阜県情報モラル調査」や「岐阜県感染症発生動向調査」等の結果に基づく岐阜県の性に関する問題や、平成29年7月に改訂された「小学校学習指導要領解説（体育編、特別活動編）」

「中学校学習指導要領解説（保健体育編、特別活動編）」の動向から、手引の改訂の視点について議論し、以下の視点で改訂を進めることを確認した。

- 児童生徒の人格の完成と豊かな人間形成を究極の目的とする。
- 現代的な課題に対応する。
 - ・エイズや性感染症
 - ・性に関する環境および情報への対処等
- 改訂される学習指導要領に基づいて整理をする。
- 小中高のつながり及び発達の段階に応じた系統的な指導ができるようにする。

(2) 第2回委員会（9月13日）

第1回委員会で確認した改訂の視点をもとに、手引全体の構成と12年間を見通した系統的な指導について協議した。

全体の構成については、平成18年度に発行した手引より、児童生徒の自尊感情を高める指導や特別支援学校における指導に関する内容を充実してほしいという意見があった。また、スマートフォン等の普及による情報化に伴う新たな課題について、内容に位置付けることや系統的な指導ができるよう整理して示してほしいという意見があった。

さらに性に関する指導の意義や目標については、児童生徒の実態が変わっても、平成18年に発行した手引から大きく変わらないことを確認した。

(3) 第3回委員会（12月13日）

第2回委員会の協議を受け、修正した手引全体の構成と性に関する指導の12年間の系統について協議した。また、どのような実践を手引に掲載するとよいのか協議した。

さらに、来年度「性に関する指導の手引」を作成するにあたって、原稿執筆等を行うワーキンググループの設置や委員会のもち方について確認した。

3 おわりに

今年度改訂の視点をもとに、全体構成と性に関する指導の12年間の系統について整理することができた。

来年度作成する手引には、エイズ及び性感染症に関する最新の知見を踏まえた上で、子供たちが抱える性に関する課題について実践事例や指導の系統表を示し、各学校において広く活用していただけるような手引の作成を進めていきたい。